

社会福祉 あきた

NO.
335
2015.10.1



特集

【写真】

「ペタンク練習中(秋田市)」

全国健康福祉祭(ねんりんピック)大会種目
でもあるペタンク。一投ごとに歓声があがります。

P2 寄り添い、共に歩む支援のために ～生活困窮者自立支援事業の展開～

- P6 県社協会費改定の動き
- P7 「秋田県障害福祉団体協議会」発足
- P8 職場紹介リレー
- P9 シリーズ“こだわりの品”
- P10 皆様の善意
- P12 赤い羽根共同募金



ふれあいネットワーク

社会福祉
法人 秋田県社会福祉協議会
<http://www.akitakenshakyo.or.jp>

寄り添い、共に歩む支援のために

生活困窮者自立支援事業の展開

生活困窮者自立支援事業のスタートから半年を迎え、県内でも様々な取組みが行われています。ここでは、任意事業の実践、自立相談支援の現場の声をお伝えします。

実践レポート①

就労準備支援事業

特定非営利活動法人湯雄福祉会

就労自立支援センター

管理者 松下 康央

当会の就労準備支援事業は、平成25年12月より就労準備支援モデル事業としてスタートしました。

就労に向けた準備が整っている人は、ハローワークの一般的な職業紹介、公的職業訓練等を利用する事で早期の就労につながる事が出来ませんが、複合的課題を抱える各人の状況は多様で、就労に必要な知識、技能、体力等が欠けるだけでなく、生活リズムが崩れている、社会との関わりに不安を抱えている、就労意欲が低下している等の方々に對しての取組みをどうするか、課題を持つ方々に対して心身両面にわたる支援を行い、生活・社会・就労への自立を図る事業でした。

生活習慣の要因により就労から遠のいている方々に對して、生活指導支援による生活環境調整を第一にし、就労意識の高揚を図る準備

備支援を行う事が、私たちの支援事業です。平成25・26年の1年4か月で、当センターが関わった事例は12件（資料参照）、うち33%が障害者であるのが特徴でした。生活困窮に陥った背景には、学卒後に定職に失敗、度重なる転職による家計の悪化、病氣、障害による甘さ等が一因とみられる面もありました。また、バブル経済の崩壊で一氣に日本経済が落ち込み、長引く不況が更に追い込みをかけ、苦しい生活困窮に慣れ過ぎ、脱皮

内 訳	男	女	計
就 労 者	6 名	1 名	7 名
訓 練 者 (B)	2 名	0 名	2 名
準 備 支 援 中	3 名	0 名	3 名
内パソコン訓練	(1名)	0 名	(1名)
内ジョブガイダンス	(1名)	(0名)	(1名)
就 労 体 験 中	(1名)	(1名)	(1名)
計	11 名	1 名	12 名

◆資料 利用者内訳（平成25年12月～平成27年3月）

する気構えすら薄れた生活状態に陥ってしまったケースも見られました。さらに、障害者自立支援法が施行されてから10年近く経過しようとしています。末端までの理解、周知がされておらず、今回の事業を通して障害者就労支援事業の利用につながったケースもありました。

よる就労体験での作業評価が低く、訓練のみで就労につながらない等の例も見られます。企業はどうしても即戦力を求めている、就労のハードルが高くなっています。それらに對応していくためにも、準備支援センターの生活訓練（日々の起居動作・生活リズムの構築）と前職業訓練（ウォーミングアップ）の各活動を通してステップアップを図り、更に各協力事業所への段階的ケア訓練（体験）に繋がる体制づくりを推進しています。

- ・ センター活動（内職・創造的活動）
- ・ パソコン研修 随時
- ・ 就労体験（協力事業所）随時
- ・ ジョブガイダンス（履歴書作成面接指導等）
- ・ 社会参加活動・ボランティア（単体及び合同）
- ・ 食生活・健康管理セミナー（週一回）
- ・ 職場見学及び就労セミナー 随時
- ・ 就活・ハローワーク同行

ハローワークでなかなか就労に結びつかない方には当センター利用による支援・活動を通して、人間らしく生きる生活リズムを確立し、就労へのウォーミングアップとして頂くとともに、金銭管理に乏しく金銭使途計画のルーズさが困窮を生じさせてしまう場合を考慮し、生活訓練支援も強力に働きかけていくことを心掛けています。

さらに、就労意欲が認められるものの今一つ薄い、協力事業所に

現在の、定着支援（モデル事業での就労者）のアフターケア、新たな協力事業所の開拓を進め、12社の協力事業所が着々と整備されており、本年度は新たな受け入れ者（8月末現在 男性2名女性2名）に對して日々準備支援に頑張っております。

日々の様々な課題を背景に、今後の事業展開は責任重大です。就労は生活自立の要であり、継続した社会参加活動（社会的自立）といえます。今後、件数が大幅に増加することが見込まれるため、問題解決に迅速、かつ早期の対応が望まれており、段階的な一般企業での就労体験が雇用につながる価値的体制の確立を目指しております。そのためにも、多種多様な一般企業への協力の要請は不可欠です。企業見学会、前職業体験等を積極的にを行い、就労意欲が一段と

高まる支援を今後の課題としていきます。定着支援を今後も続け、就労（体験）を通して得たメリハリある生活リズムを崩す事なく、日々の喜びある生活を今後も持続して頂きたいと思っています。

最後に、今年7月に一年近くの就労準備支援計画実施により、Sさんが難題を解決し、調理師資格を生かして見事一般就労正規雇用となり、今共々に喜びあっている事を追記します。



調理就労体験の様子（写真は一部加工しています）

実践レポート② 学習支援事業

特定非営利活動法人あきた子どもネット

代表 後藤 節子

7年前より中高生の居場所作りとして、秋田県児童会館で週2回閉館後に、卓球や鬼ごっこ、勉強と自由に遊べる専用時間を設けて

いました。3年前から勉強の苦手な中学生に学習を教え始め、昨年度は週に70名の中学三年生を対象として学習支援を行いました。

今年度より行っている学習支援事業は秋田市の委託を受け、子ども（貧困の連鎖）の防止及び将来的な生活困窮の回避を目的とし学習の支援を行うことで、これらの教育格差の改善を目指し、以下の内容で実施しています。

（ア）学習支援（図参照）

- ・生活保護家庭、生活困窮家庭の中学三年生を対象に一週間に2回（一回2時間）、一か月に8回を目安とし学習機会を設け個別指導形式にて支援を行う。

- ・対象者の指導者は元教職員や教育に関心のある大学生が講師として参加する。

（イ）進学支援

- ・対象者及び保護者に対して高等学校への受験情報及び進学情報を提供し、また場合によっては進学への意識を高めることを目的とした相談支援を行う。

（ウ）修学支援

- ・対象者が抱える生活上の複合的な課題によって学習面に不適応傾向がみられる場合、状態の改善を目的とした相談支援を行う。また場合によって関連機関との連携を図り、対象者に他の社会的資源の利用を促す。

学習支援フロー

基礎的な問題を重点的に「分かる！」を少しずつ増やしていきます！

ベテランの元教職員やフレッシュな大学生が指導にあたります。悩みも相談

教科は数学と英語
こちらで教材をご用意し、無料で貸出します。お住まいの会場をお選びください。

自信を持って受験にトライ

学習支援を始めた頃、支援を受けている生徒に夜の徘徊が習慣となっていた生徒がいました。塾にはまじめにきていて、全く解らなかった数学が徐々に解るようになり、子どもの投げやりな態度も無くなり、自己肯定感が高くなって

きたと思われるときに、夜友達から呼び出されました。しかし、勉強がおもしろくなっていたのと、先生との信頼関係も深く相談し合える関係性ができていて、誘いに乗りませんでした。不登校で学校の授業日数が足りませんでした、支援後は学校も休まず、見事希望の高校に進学できました。

学校での学習に適応できない傾向が見られる子どもにおいては、学習面以外の生活に複合的課題があり、負の影響を及ぼしている場合があります。現状において学校や福祉機関でも個別の対応が行われていますが、複合的な課題に必ずしも十分とはいえない状況です。こうした課題に個別指導ならではの信頼関係が生まれ、お兄さんお姉さんのなアドバイスが生徒達の気持ちを育てています。

このように学習に対して支援を実施している際に、学習面以外の生活面にて新たな課題が見つかる場合や、逆にそれらの課題が学習面に負の影響を与えている場合も多くみられます。複合的な課題を抱える対象者は生徒だけでなく、その保護者も含まれることも多く、その場合、単一のアプローチのみでは対応をすることができません。当事業の支援制度のみならず、他の支援機関に対し相互情報提供、連携的支援を行うことが必要であると感じています。

自立相談支援の現場から

湯沢市社会福祉協議会
総合相談室 室長 赤平 一夫

本年4月から、生活困窮者自立支援制度が施行され、全国一斉にスタートしましたが、当社協は、国のモデルとして平成25年10月から先行して取り組みを進めていたことから、約一年半のノウハウを活かして困窮者への支援を展開しているところです。

湯沢市社協の特徴として、地域住民が主体となり作成した「要支援者マップ」や緊急連絡先等の個人情報である「福祉カード」を活用し、住民とのネットワークを駆使した課題の発見やつなぎと担当地域を巡回訪問する「訪問員」を配置したことで地域の「声にならない声」を拾い上げる仕組みをつくり、5年間地域福祉課題に対応してきたことが、この事業に活きていると感じます。

この事業の対象になる困窮者の中には、能力的な問題で就労が困難な方の傾向が強く、ハローワークに同行支援し、仮に職に就いても、すぐに辞めてしまう等「定着」支援の難しさを痛感しています。そのため、本人の能力を支援員としてしっかりと見極め、必要な方については、就労前の支援としてパソコン操作や履歴書の書き方、

面接の仕方、就労体験等一定のスキルを身に付ける訓練として「就労準備支援事業」が不可欠となつてきます。

この任意事業について、当市の場合、市内のNPO法人が市から委託を受けて実施しています。その事業所と連携し、本人の自立を目標とした支援を展開しています。

また、それでも出口としての資源は足りず、長期間未就労だった方々等に対して施設で一定期間就労体験として受入れていただく施設系社会福祉法人等の社会貢献活動の実施を進めているところでもあります。

更に、当社協では、同じく任意事業である家計相談支援事業についても現在行政に実施を要望しているところですが、理由として、これまで関わってきたケースのほとんどが家計に問題があり、実際に適切な管理が出来ていないことで、困窮状態に陥っている点が挙げられます。家計に関してルーズであったり、浪費や公共料金の滞納等この事業で入り込むからこそ問題が見えてくることがあり、一つひとつ課題を解決していく力を養い、自立に向けて粘り強く助言・指導を行っていかねければ、困窮世帯の家計はこれから先を考えなくても成り立ちません。こうした支援により、借金返済にも見通しが



生活困窮者自立支援事業
若者の居場所(りらとこカフェ)の様子

つくようになってくると生活に張り合いも現れ、無駄遣いを極力抑えるようにもなり、やがて、自立していく意欲にもつながっています。

また、学習支援については、学習塾を経営する事業所が受託し、生活保護や母子世帯の子供たちと一緒に困窮世帯の受け入れについても当市で実施しています。

この事業で特に印象的なのが、勉強のみの指導に限らず、行動障がい等様々な症状の子供たちも広く対処できるような支援スタッフに市役所職員からもボランティアとして参加・協力を得て、幅広い受入体制を敷き実施しているところです。

また、高校生の進路等にも本人・家族と正面から向き合い、学校や社協からもケース会議等に参加し、成績や経済的な課題をどのよ

うにしていくなか等、連携を密に、支援する側が一ヶ所だけで背負わない体制を取っています。

任意事業については、市が二分の一負担(就労準備支援については三分の一負担)となるため、当該行政の理解がなければ実施はかないません。

その必要性を共に理解し、地域福祉課題解決の大切な社会資源として活用できるよう、この事業を育てていく気持ちで行政・社協・関係機関の間でしっかりと共有されているかが重要であり、そうした体制をいかに築いていくかが今後、自立相談支援機関としての社協が率先して進めて行く必要があると考えます。

ずっと以前より生活の苦しい方々に直接関わってきた社協だからこそ、その方の問題点を様々な角度から捉え、「真の課題」を導き出すことが可能となり、国・県・市への要望や必要な社会資源が沢山生まれてくることにつながります。

また、こうした社協マンとしての姿勢がやがて地域全体への変化をもたらし鍵であり、「地域づくり」にもつながると考えております。

秋田県内における

「生活困窮者自立支援制度」の現状と課題

秋田県社会福祉協議会 地域・施設振興部

県内における事業の概況

本年4月から秋田県内には、自立相談支援事業を行う機関が17カ所（市4カ所、市社会福祉協議会9カ所、県福祉事務所4カ所）設置されました。

さらに、任意事業として、就労準備支援事業2カ所（市社会福祉協議会とNPO法人各1カ所）、家計相談支援事業1カ所（市社会福祉協議会）、学習支援事業2カ所（NPO法人と団体各1カ所）が取り組んでいます。

全県の自立相談支援機関における相談受付件数と支援プラン作成件数の月別実績をみると、制度が始まった4月の相談件数458件が7月には187件に減少し、支援プラン作成は月平均25件で推移しています。

事業開始から約半年が経過し、自立相談支援事業を受託している社会福祉協議会の取組みから、いくつかの課題が見えてきました。

見えてきた課題と対応

（1）相談支援体制の充実強化

支援員に求められる役割や業務量に比して、限られた予算で正規職員を複数配置するのは難しいため、多くの地域では嘱託職員等による対応や支援員の兼務体制をとっています。主任相談支援員には、相談支援業務全般のマネジメントをはじめ、支援困難事例への対応、相談支援員や就労支援員の指導、社会資源の開拓・連携の取り組みなど、高度な相談支援技術が求められます。

その一方で、国が行っている支援員の養成研修では受講できる人数に限りがあることから、県段階での研修を通じて、支援員の養成を図っていく必要があります。

（2）対象者の把握とアウトリーチ（地域に向いての支援）の推進

本制度では「相談待ち」ではな

く、問題が深刻化する前の「早期的な支援」が求められており、地域の多様な関係者（民生委員・児童委員等）とのネットワークを通じて、対象者の把握やニーズをキャッチする手段を確保し、アウトリーチによる対応を進めていく必要があります。

特に、町村部においては、自立相談支援機関（県福祉事務所）と相談者の居住地が遠距離となるため、町村自治体や町村社会福祉協議会の関わりが重要になると考えられます。

（3）社会資源の開発強化 “任意事業への積極的な取組み”

「包括的な支援」を実現するには、支援メニューとして就労準備や家計相談等との組み合わせが不可欠といえます。就労支援については、労働や産業分野の関係者との新たな協働や「地域における公益的な活動」の実践が求められている社会福祉法人・施設との協働などが考えられます。

また、困窮世帯の子どもに対する学習支援も、子どもの居場所づくりによって、いじめや不登校、虐待防止の効果が期待されるなど、地域の中に受け皿を作ってい

く重要な取組みといえます。

（4）市と町村間の広域的な対応を

市と町村では制度の実施主体が異なりますが、町村に居住する方の支援プラン作成にあたっては、就労先や支援の社会資源が集中し、生活圏域で中核となる市部の関係機関との連携が不可欠といえます。そのためにも、自立相談支援機関相互の協力体制のもと、広域的な支援のネットワーク構築を進める必要があります。

困窮者支援を通じて実現するもの

生活困窮者個人への支援を通じて、住民をはじめ様々な社会資源が結びつき、相互に支え合う仕組みを地域に構築していく「地域づくり」が本制度の目標の一つです。

「社会的孤立」の広がりは、地域の生活課題を潜在化させ、より深刻化させます。「制度の狭間」に陥らないよう、必要に応じて制度外のサービスを新たに開発・創造するなど、柔軟な発想や対応によって地域における支援体制の充実と住民の意識啓発を図るという、地域福祉の総合的な推進が今求められているといえます。

県社協会費改定に向けた動きについて

県社協会費の現状と課題

県社協の会費は、現在、市町村社協、市町村民生児童委員協議会、社会福祉施設、社会福祉関係団体からなる一般会員と、介護老人保健施設や民間企業等が経営する介護保険事業所からなる特別会員、企業等の賛助会員の3つの会員構成となっています。

課題の一つは、市町村社協会費の算定にあたっては、人口に比例した基準や単価を設定しているため、本県の人口減少による会費の減少が見込まれること、2点目に社会福祉施設会費について、平成4年から改定されておらず、介護保険制度や障害者自立支援制度などの創設による施設運営形態等の実態に則した会費基準になっていないこと、3点目として、一般会員と平成21年度に導入した特別会員の会費額や会員が持つ権利に不公平感があることが挙げられます。

なお、県社協法人運営費における財源のうち、市町村社協会費と社会福祉施設会費を合わせると約14%を占めており、県負担金や県補助金に次ぐ財源となっています。

県社協会費改定に向けた動きと改定の方角性

こうした状況を踏まえ、「会員及び会費に関する規程のあり方検討委員会」（以下、「検討委員会」）を設置しました。委員会は、市町村社協から4名、社会福祉施設関係団体から4名の合わせて8名の委員により構成され、平成27年2月6日に第1回検討委員会を開催しました。

その後、市町村社協会費に関する小委員会を6月5日と7月9日に、社会福祉施設等会費に関する小委員会を6月8日、7月10日、9月7日に行い、各小委員会では、次のよう

な方向で検討を進めています。

▼市町村社協会費は、現行会費額を基準に、全体で10%増を目安とし、増額分を市町村別の人口構成比で按分する方向で検討を行っています。

▼社会福祉施設等会費については、現行では、保育所、老人福祉施設、障害福祉施設等の施設種別ごとの1施設の基本額に加え、各定員単価を定員数に乗じた金額を会費としています。

今回の見直しでは、一般会員と特別会員を一本化すること、核となる拠点を単位として行うサービスの合計定員数の区分による会費額とする方向で検討を行っています。

県社協の役割・機能と今後目指すべき方向性

今回の会費検討にあたっては、全国社会福祉協議会が平成27年3月にまとめた「全社協福祉ビジョン2011第2次行動指針」で示された、社会福祉協議会など社会福祉関

係者が取り組むべき重点課題である、①地域における総合相談・生活支援体制の強化、確立、②地域での公益活動の展開強化、③福祉サービスの質の向上と社会福祉法人・福祉施設、社会福祉協議会の経営管理の強化、④福祉の職場の社会的評価の向上、福祉人材の確保・育成・定着の取組強化、⑤大規模災害と防災への対応強化、⑥地域住民等の地域コミュニティへの参加環境づくり、⑦地域での計画的な福祉基盤の確立と制度改革の働きかけ、の7項目が、今後秋田県社協の目指すべき方向であることを確認しました。

この方向性に加え、従来県社協が行ってきた、市町村を通じて広域的な見地から行う事業や、社会福祉従事者の養成・研修の実施、社会福祉事業の経営に関する指導助言などの充実強化には、会員である市町村社協や社会福祉施設等の協力を得て財源の確保に取り組む必要があることについても確認されたところです。

10月中旬には、それぞれの小委員会が出された方向性を持ち寄り、検討委員会を取りまとめ、県社協会長に答申する予定となっております。



「秋田県障害福祉団体協議会」発足

「障害福祉団体の更なる連携強化を目指して」

平成4年から本県の障害福祉分野において、一体的な事業推進を図る組織としての役割を担ってきた「秋田県障害福祉協議会」（以下、「障害協」）が平成27年3月31日を以て発展的解散をいたしました。

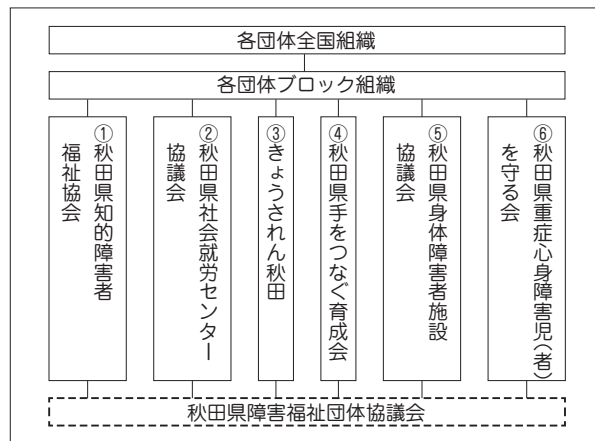
それに伴い、本県における障害福祉団体相互の連携強化や課題共有等を目的に、県内の障害福祉団体や親の会等が参加する新たな組織として「秋田県障害福祉団体協議会」（会長 桜田 星宏）（以下、「団体協議会」）が発足しました。（図1参照）

団体協議会発足に至る経緯

平成18年の障害者自立支援法の施行や平成25年の障害者総合支援法の施行など、障害者を取り巻く施策は目まぐるしく変化しています。

本会では、障害者問題に対して総合的、かつ、横断的に対応する仕組み

図1



みづくりを目指して、「障害者団体連絡会議」（※1）を設置し、平成25年度から2カ年にわたり協議してきました。

協議を重ねるなかで、各団体の機能は継続しつつ、本県における障害福祉施策に関する課題共有のための研修会や政策要望等は、各団体の協働によって進めていく体制が必要で

あると再認識されました。

その結果、これまで障害種別施設を会員主体として構成していた障害者を各障害者団体を会員とした組織に改編することとなりました。

※1 当初は①～③及び秋田県障害福祉協議会の4団体による「障害者団体懇談会」を行い、その後、現在の会員団体による会議へと発展しました。

団体協議会へ期待される役割

現在、国では障害者総合支援法の施行後3年を目途とした見直しが議論されており、また、本県においては、第4期秋田県障害福祉計画（平成27年～平成29年）が策定されるなど、障害福祉分野における制度構築が日々進んでいる状況にあります。

そうした中で、支援者である施設団体や当事者である親の会等で構成されている団体協議会は、「障害をもつ方々の幸せ」のための声を発信する役割が期待されています。それに

加え、これまで障害協が担ってきた各関係機関との連絡調整機能も求められ、行政等と現場をつなぐ役割を担っていくことが重要とされています。

今後に向けた課題点

現在、障害種別の制度体系は一元化されていますが、団体協議会においては各団体の共通課題の抽出が必要となることから、幅広い意見を収集するために、会員の拡大など更なる基盤強化を図る必要があります。

また、災害発生時における支援体制の構築を目的に組織された「秋田県障害福祉団体連合会」（社会福祉あきたNo.324掲載）の機能をどのようにに一体化させていくのかといった点も今後の検討課題となっています。



職場紹介

このコーナーでは、本会会員施設・市町村社協等の広報担当者による職場紹介をリレー形式でお届けします。

『清水と太陽(SUN)の下で』

(福) 慈泉会 サンワーク六郷
管理者 遠藤 定雄

美郷町には百を超える「湧水」があります。その中でも六郷地区には市街地に沢山あり、生活に欠かせない自然の恵みと貴重な財産として絶えることなく生活を潤ってきています。そんな清々な町に「サンワーク六郷」があります。

現在では、グループホームや他事業所等を展開しておりますが、平成15年4月に六郷町社会福祉協議会の運営から始まり、翌年平成16年秋田県から社会福祉法人の認可によりスタートしました。まだまだ若い法人です。「あなたの働く(はたらき)・生活(あんしん)するをお手伝いします」を法人の基本理念の冒頭に掲げ、利用者の方々が社会参加と自立した生活を地域で営むことが出来るような支援を心掛けています。

当事業所は「障害があっても働きたい：働く場が欲しい。安心して日中を楽しみ過ごしたい」という声を大切に、知的障害、精神障害、身体障害などの特性にあった働き場・生活の場として通所型の障害者福祉サービス事業所として歩



生活介護・レクリエーションの様子

んでいます。就労継続支援事業(定員10名)、生活介護事業(定員24名)、自立訓練(定員6名)他、美郷町や横手市の委託を受け日中の一時的なお預かりをする日中一時支援や障害福祉サービスの相談や申請の支援、サービス事業所との連絡調整の相談支援事業も行っています。

変化に富んだ行事やレクリエーションの工夫は勿論ですが、施設の外に出て地域に溶け込む活動もしています。例えば、六郷温泉「あつたか山」でのコーヒースービスや、仙北市で行われる「元気してらがフェスティバル」でのサンワーク合唱団の参加、秋田ヤマトセ祭りによるこの踊りの披露：等々です。

昨年10周年を迎えることが出来ましたが、20歳から72歳までと年齢幅と高齢化、また働く意欲・安心できる生活のモチベーションの維持を大きな課題として捉えています。日々の生活が様々な喜びに富み、利用者の方々が主役で地域と共有できる施設を目指し今後も精進して参ります。

アフラックは医療保険契約件数12年連続No.1

平成15～26年版インシュアランス生命保険統計号

新登場

がん 急性心筋梗塞 脳卒中

重大疾病にも強くなった。

ちゃんと応える
医療保険

EVER

〈通院ありプラン〉

がん・急性心筋梗塞・脳卒中(三大疾病)

■募集代理店(アフラックは代理店制度を採用しております)

ナカイ株式会社 秋田支店

☎0120-712-816 ☎FAX 0120-712-096

〒010-0914 秋田市保戸野千代田町6-8 千代田ビル1F

◎商品およびサービスの詳細は「契約概要」等をご覧ください。

〈引受保険会社〉

「生きる」を創る。

Aflac

アフラック(アメリカンファミリー生命保険会社)
秋田支社

〒010-0923 秋田市旭北錦町5-50

シティビル秋田3F

Tel.018-863-9723 Fax.018-863-9448

AF広宣課-2015-0026-1507005 5月13日

シリーズ こだわりの品

～本会会員である障害者施設等の製品や販売活動をシリーズでご紹介～

今回は、各種印刷物や軍手等の製造に取り組んでいる秋田市の障害者支援施設「秋田ワークセンター」をご紹介します。



デザインは専門とする職員が作成。
入所してから技術を習得した利用者が活躍

秋田ワークセンターでは、利用者の適性に合わせ、多様な作業を実施しています。
特に印刷は、開所時から行われている作業。多い時は、一日10種類もの印刷を同時に行います。
一つの受注に対して、就労継続支援B型事業（以下、「B型」）で手書きの原稿をデータ化し、就労継続支援A型事業（以下、「A型」）で編集、原版作成、印刷を行うなど、事業間で連携した作業が、施設の強みの一つとなっています。

「秋田ワークセンター」（佐藤茂仁所長）は、社会福祉法人秋田県身体障害者福祉協会が平成3年4月に開設しました。現在は生活介護支援事業（日中定員48名、夜間定員54名）・就労継続支援A型事業（定員10名）、同B型事業（定員30名）、就労移行支援事業（定員6名）を運営しています。

印刷物は封筒、名刺のほか、町内会や学校の広報、病院の伝票やカルテなど多岐にわたり、冬期は年賀状の注文にも対応。丁寧な仕上がりとデザイン性の高さから評判が広がり、新たに注文を受けることも少なくありません。

また、軍手もおすすめ製品の一つ。編み上げる糸の本数を増やし強度を高めた軍手は、自動車・機械関係の工場を中心に納品され、「丈夫な軍手」として好評を得ています。

「基本的には作業ごとに担当が決まっていますが、時には取替えて新しい作業にチャレンジしてもらうこともあります。誰もがそれぞれの目標を持ち、真摯に仕事に取り組んでいます」と佐藤所長は話します。

施設開設時からの利用者も多い秋田ワークセンター。「特にA型では、近年高齢化が進みつつあり、技術の継承が課題です」とは就労支援課長の鎌田正子さん。しかし一方で、「職員が何も言わなくても、ベテラン利用者が若手に技術を教えている姿を

多く見る」とのこと。
施設の歴史とともに培ってきた技術をもとに、更なる品質向上を目指しています。

製品に関するお問い合わせ

社会福祉法人
秋田県身体障害者福祉協会
障害者支援施設

『秋田ワークセンター』

TEL 018-831-8010

FAX 018-831-8009

<http://www.awc.or.jp>



名刺・封筒のほか、製本も行う



色糸を編み込んだカラー手袋。
小さな軍手は、保育園の行事などに



軍手は製造・検品後に袋詰め。作業は集中し、工程ごと丁寧に行われる

皆様の善意

〔平成27年7月～8月末日現在〕
◎一般金銭預託◎

- ・日本押絵協会 様 15,860円
- ・秋田菱友会 様 100,000円
- ・秋田県ヤクルト連合会 様 400,000円



秋田県ヤクルト連合会様



秋田菱友会様

◎善意銀行金銭預託◎

- ・そごう・西武労働組合秋田支部 様 8,442円

◎物品預託◎

- ・秋田銀行 様
ミュージカル政吉とフジタ 招待券 100枚
秋田県内の福祉施設へ



秋田銀行様



◀「ミュージカル政吉とフジタ」ポスター

災害遺児愛護基金事業関係

◎災害遺児愛護基金 事業金銭預託◎

- ・災害遺児愛護基金支援
第30回福祉チャリティゴルフ
参加者様 208,903円

善意の募集について

県民の皆様、各企業・各種団体様からの社会福祉へのご寄附をお待ちしています。

◎使途・希望について◎

主に地域における社会福祉活動や障害者、ボランティア団体活動など社会福祉一般において活用する「一般寄附」と、寄附者が使途を特定する「指定寄附」があります。詳しくはお問い合わせください。

●問い合わせ先

秋田県社会福祉協議会 総務企画部
秋田市旭北栄町1-5

Tel 018-864-2711

秋田県社会福祉協議会

役員の変更について

去る8月25日に開催された理事会において、この度退任した菅義雄氏に代わり、新副会長に佐々木義広氏が選任されましたのでお知らせいたします。

《副会長》

佐々木 義広

(横手市社会福祉協議会会長)



平成27年度

福祉施設の事故・紛争円満解決のために



ホームページでも内容を紹介しています
http://www.fukushihoken.co.jp



社会福祉施設総合損害補償

しせつの損害補償

◆加入対象は、社協の会員である社会福祉法人等が運営する社会福祉施設です。

プラン 1 施設業務の補償

(賠償責任保険、動産総合保険)

① 基本補償(賠償・見舞)

保険期間 1 年職種級別 A 級

▶補償金額		基本補償(A型)	見舞費用付補償(B型)
賠償事故に対応	対人賠償(1名・1事故)	2億円・10億円	2億円・10億円
	対物賠償(1事故)	2,000万円	2,000万円
	受託・管理財物賠償(期間中)	200万円	200万円
	うち現金補償限度額(期間中)	20万円	20万円
	人格権侵害(期間中)	1,000万円	1,000万円
お見舞い等の各種費用	身体・財物の損壊を伴わない経済的損失(期間中)	1,000万円	1,000万円
	初期対応費用(期間中)	500万円	500万円
	事故初期見舞費用(1名につき)	死亡 10万円 後遺障害 0.3~10万円 入院時 3万円 通院時 1万円 (1事故で10万円限度)	死亡 10万円 後遺障害 0.3~10万円 入院時 3万円 通院時 1万円 (1事故で10万円限度)
利用者傷害事故見舞費用		死亡時 100万円 入院時 1.5~7万円 通院時 1~3.5万円	

▶年額保険料(掛金)

定員	基本補償(A型)
1~50名	35,000~61,460円
51~100名	68,270~97,000円
以降1名~10名増ごと	1,500円

基本補償(A型)
保険料



【見舞費用加算】
定員1名あたり
入所: 1,300円
通所: 1,390円

- オプション1 ● 訪問・相談等サービス補償
- オプション2 ● 施設の医療事故補償
- オプション3 ● 新設: 借用不動産賠償事故補償

② 個人情報漏えい対応補償

③ 施設の什器・備品損害補償

プラン 2 施設利用者の補償

(普通傷害保険)

① 入所型施設利用者の傷害事故補償

② 通所型施設利用者の傷害事故補償

(10口まで加入できます)

保険期間 1 年職種級別 A 級

▶補償金額	1口あたりの補償額
死亡保険金	100万円
後遺障害保険金	程度に応じて死亡保険金額の4~100%
入院保険金(1日あたり)	800円
手術保険金	入院中の手術: 入院保険金日額の10倍 外来の手術: 入院保険金日額の5倍
通院保険金(1日あたり)	500円

▶年額保険料(掛金)	定員1人1口あたり
①入所型施設利用者	1,310円
②通所型施設利用者	990円

③ 施設送迎車搭乗中の傷害事故補償

施設送迎車に搭乗中のケガに対し、プラン2-①、②の傷害保険や自動車保険などとは関係なく補償

プラン 3 施設職員の補償

(労働災害総合保険、普通傷害保険、約定履行費用保険)

② 施設職員の傷害事故補償

(10口まで加入できます)

保険期間 1 年職種級別 A 級

▶補償金額	1口あたりの補償額
死亡保険金	140万円
後遺障害保険金	程度に応じて死亡保険金額の4~100%
入院保険金(1日あたり)	1,500円
手術保険金	入院中の手術: 入院保険金日額の10倍 外来の手術: 入院保険金日額の5倍
通院保険金(1日あたり)	600円

▶年額保険料(掛金)	定員1人1口あたり
施設役員・職員の 1名1口あたり	3円(1日あたり) 780円(年間: 週5日勤務の場合)

① 施設職員の労災上乗せ補償

③ 施設職員の感染症罹患事故補償

●この保険は全国社会福祉協議会が損害保険会社と一括して締結する団体契約(「賠償責任保険」「普通傷害保険」「労働災害総合保険」「約定履行費用保険」「動産総合保険」)です。

●このご案内は概要を説明したものです。詳しい内容のお問い合わせは下記までお願いします。●

団体 社会福祉法人
契約者 **全国社会福祉協議会**
(引受幹事保険会社) 損害保険ジャパン日本興亜株式会社
TEL: 03(3593)6824

取扱
代理店

株式会社 福祉保険サービス
〒100-0013 東京都千代田区霞が関3丁目3番2号 新霞が関ビル17F
TEL: 03(3581)4667 FAX: 03(3581)4763

(SJK14-16349 2015.2.10 作成)

じぶんの町を良くするしくみ。 赤い羽根共同募金



運動期間 平成 27 年 10 月 1 日(木)～平成 28 年 3 月 31 日(木)

優しさを
みんなで分け合う
赤い羽根

●キャッチコピー：高橋留奈さん
(由利本荘市立東由利中学校3年)



赤い羽根共同募金

赤い羽根あきた 検索 <http://www.akaihane-akita.or.jp>

●撮影協力：秋田ノーザンブレイズR.F.C./村上陸戦選手/瀬谷真太郎選手/平山友幸選手/藤本貴大選手/高橋大佑選手
●秋田ノーザンブレイズR.F.C.の皆さん/秋田県立東由利中学校の皆さん/秋田県エコー少年サッカークラブの皆さん
●写真：鈴木電典(R-room) ●デザイン：高山菜(秋田公立美術大学コミュニケーションデザイン専攻3年)

今年度秋田県キャッチコピー

優しさを
みんなで分け合う 赤い羽根

(由利本荘市立東由利中学校3年 高橋 留奈さんの作品)

赤い羽根共同募金運動は、地域で集められた募金が地域の活動を応援する「自分の町を良くするしくみ」として、県民の皆様を支えられ、今年で69回目を迎えます。皆様からお寄せいただいた募金は、市町村社会福祉協議会をはじめ、お住まいの地域の民間の福祉活動に活用されるほか、県内の福祉団体の活動や、火災や風水害にあわれた世帯への見舞金、大規模災害時に活用するための積立金など、地域で安心して暮らせる社会を築いていくための資金として、有効に活用されています。

今年度は新たに、「社会課題解決プロジェクト募金」を明年1月から3月まで実施します。これは、寄付者が使いみちを選べる募金で、助成内定9団体が主体的に募金活動を展開します。

今年も地域福祉の一層の充実を目指して運動を展開して参りますので、県民の皆様のご理解、ご協力をよろしくお願い申し上げます。

平成 27 年度秋田県版共同募金運動啓発ポスター

平成 27 年度秋田県募金目標額 203,685,000 円

【助成計画の概要】



あなたの町の社会福祉協議会の活動に… 52.1%



あなたの町の福祉団体やNPOの活動に… 10.6%



あなたの町で運動を進めるための経費に… 6.8%



秋田県内の広域的・先駆的な福祉活動に… 8.9%



災害時の緊急配分・災害準備金の積立に… 4.8%



秋田県全体で運動を進めるための経費に… 16.8%

助成計画の詳細については、本会ホームページをご覧ください。(左記または「赤い羽根あきた」で検索)

社会福祉法人 秋田県共同募金会

〒010-0922 秋田市旭北栄町1番5号

秋田県社会福祉会館2F

TEL 018-864-2821 FAX 018-895-7513

<http://www.akaihane-akita.or.jp/>